

ひのほら
議会だより

11

2022.11.1
No.171



都民の森三頭大滝付近の紅葉

目 Contents 次

- P.2 ■ 決算が認定されました
- P.9 ■ 議案と議決結果
- P.10 ■ 各委員会報告
- P.11 ■ 一般質問 8人9問

審議しました

令和3年度 一般会計及び7特別会計

一般会計

歳入総額 41億5万8千円

歳出総額 38億8千740万円

特別会計

国民健康保険特別会計

歳入総額 6億1千133万1千円

歳出総額 5億8千495万9千円

簡易水道特別会計

歳入総額 1億7千861万5千円

歳出総額 1億7千690万3千円

東京都都民の森管理運営事業特別会計

歳入総額 1億2千582万6千円

歳出総額 1億1千827万円

下水道事業特別会計

歳入総額 3億1千431万7千円

歳出総額 2億9千275万4千円

介護保険特別会計

歳入総額 4億7千347万6千円

歳出総額 4億3千187万5千円

介護サービス事業特別会計

歳入総額 5千12万4千円

歳出総額 4千767万1千円

後期高齢者医療特別会計

歳入総額 9千27万5千円

歳出総額 8千806万4千円

月 日	会 議 名	内 容
9月 2日 (金)	定例会 (初日)	一般質問等について
9月 6日 (火)	総務委員会	所管事務調査について
9月 7日 (水)	産業建設委員会	陳情審査等について
9月 9日 (金)	決算特別委員会	決算の認定について
9月15日 (木)	定例会 (最終日)	決算 条例 補正予算 陳情等について

4ページ以降に掲載

村提出案件 19件

決算特別委員会報告

令和3年度檜原村一般会計及び7特別会計の決算審議にあたり、私、浜中由造が決算特別委員会の委員長を務めましたので、その経過及び結果をご報告致します。

去る、9月2日の本会議において本委員会に付託されました案件は、令和3年度檜原村一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算の認定についての8件であります。

付託されました案件を審査するため、9月9日に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い感染予防に万全を期し委員会を開催いたしました。

8会計の歳入総額は59億4千402万1千円、歳出総額は、56億2千789万6千円となっており、第5次檜原村総合計画に掲げた、ひのはら緑(力)創造事業、各種施策の基本方針及び檜原村総合戦略で設定した基本目標に基づき、自然環境の保全や生活環境づくり、健康で安心して暮らせる条件整備、観光及び産業振興、教育体制の充実、文化と伝統の継承、定住促進など、住民福祉の向上に努めた決算内容で「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」という村の将来像にむけた財源の確保と支出になっておりました。

内容につきましては、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響によ

り、当初予定していたイベントや行事等が中止となり、事業費の減額があった一方、国の臨時交付金等に対する事業として、プレミアム付デジタル商品券事業、子育て世帯臨時特別給付金など、地域経済及び家庭支援のための支出や、医療施設持続化推進事業、生活路線バス支援事業など、村民の重要なインフラの維持のための支出がされておりました。

さらに、おもちゃ美術館、じゃがいも焼酎製造等施設及び登録文化財旧高橋家住宅にかかる建設工事等が本年度で完了し、8会計の対前年度比として、歳入総額は2億475万2千円、歳出総額は3億1千822万3千円のそれぞれ減額となっております。

審査は、会計ごとに歳入、歳出の各項目について、各委員による、積極的かつ活発な質疑が行われ、村側の詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。

最後に、総括質疑を行い、その後の討論を省略し採決を行いました。

採決の結果、議案第38号から議案第45号までの8議案すべてが「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

令和4年9月15日
決算特別委員会
委員長 浜中 由造



令和3年度一般会計決算

賛成討論 野村雅巳議員

私は、令和3年度一般会計決算に対して賛成の立場から討論する。

歳入においては、依然として財政が厳しい中、主財源である地方交付税、市町村総合交付金を確保し、国及び東京都の補助金を精査し補助金を獲得した経緯が認められる。

歳出では、経費削減に取り組む一方、焼酎製造施設の整備、また、おもちゃ美術館の整備を行い、雇用の確保、檜原産材のPR、観光客の誘致などに繋げた。

また、村独自事業で行ったプレミアム付きデジタル商品券の配付や、事業者に対しタブレットなどの決済端末機など無償提供も行った。

そして、公共施設整備基金に3千318万5千円の積立ても行い、村の将来を見据えた、積極的な予算を掲げ執行している。

私は、村長以下、村職員の努力を高く評価し、今後ともさらなる努力と多様な住民ニーズの把握をお願いし、私の賛成討論とする。

条例

議案第46号

檜原村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 人事院規則の改正に伴う育児休業の取得要件の緩和(非常勤職員の育児有業の取得要件の緩和及び取得回数の緩和)をするため条例の一部を改正するものです。

議案第47号

檜原村地下水保全条例

(説明) 地下水の保護と採取の適正化を図るため地下水の採取について必要な規制を行い快適な生活環境を確保するため条例を制定するものです。

檜原村地下水保全条例に対する修正動議 提案説明 松村哲朗議員

原案では、対象となる井戸について、第5条1項、前提となる第2条2項に定義して

いるが、経過措置として施行期日以前の調査のための試掘を井戸の準備行為として認めている。あらゆる事業者が調査と称して掘削を開始した場合、施行期日後の全ての井戸の掘削を村は届出によって許可したものとみなすことになり、みだりに掘削行為を行われる可能性があると考え。本条例案に定める許可制という趣旨と、檜原村の清流と豊かな自然環境を保全し、住民の良好で快適な生活環境を確保するという目的を果たせないおそれがあると考え、経過措置の第2項の「掘削している者」から、調査のための掘削行為を除く必要を認め、修正案を提出する。尚、施行期日を基準とした届出制を許可制と改めるもので、井戸の掘削の行為自体を禁止し妨げるものではない。

檜原村地下水保全条例の原案に対する 反対討論 中村賢次議員

議案第47号、檜原村地下水保全条例(原案)に反対の立場から討論します。

村が地下水保全条例案を作成、提出したことは評価するものです。

原案では、条例の施行日から90日以内であれば、調査目的のボーリング、掘削でも届け出だけで井戸と認める。また、井戸の本数、ストレナーの断面積も自由に変更できるというふうに解釈できます。

これでは、第1条にうたっている檜原村の清流と豊かな森林の自然環境を保全し、住民の良好で快適な生活環境を確保することはできないと考えます。

調査目的のボーリング、掘削はあくまで調査であり、そこに水があると分かったなら、改めて村に正式に許可申請をするべきと考え、本案に反対の討論とします。

檜原村地下水保全条例の原案に対する賛成討論 森田ちづよ議員

私は、檜原村地下水保全条例について、原案に賛成する立場から意見を申し述べます。

提案された地下水保全条例は、経過措置において、条例の施行時点で、試験掘り等、調査目的での掘削作業を開始している者も含めて「掘削をしている者」と捉えることとしております。

既に村側が井戸の掘削作業を認識していながら、それを規制するという場合は、場合によっては「狙い撃ち条例」と捉えられる可能性があります。それは避けなければなりません。

本条例の経過措置は、それらを考慮したものと承知し、予想されるリスクの回避にもつながっていると考えられます。

以上のことから、私は檜原村地下水保全条例について賛成するものであります。

檜原村地下水保全条例の原案に対する賛成討論 野村雅巳議員

私は、檜原村地下水保全条例について、原案に賛成する立場から意見を申し述べます。

従前、なんら規制のかからなかった、村内での井戸の掘削等について、新たに規制をかけることは、条例の目的にもあるとおり、地下水資源の保護と採取の適正化を図り、村の自然環境の保全や住民の生活環境を確保することに繋がるものと考えます。

また、この条例が施行されることとなると、その対象範囲が村内全域となっていることから、広く住民等に対しても規制がかかることとなりますので、その適用には相当の経過措置が必要で、提案された条例は、そのあたりにも配慮されているものと考えます。

以上のことから、私は檜原村地下水保全条例について賛成するものであります。

檜原村地下水保全条例の修正案に対する反対討論 清水満男議員

私は、檜原村地下水保全条例の修正案について、反対する立場から意見を申し上げます。

提出された地下水保全条例の修正案は、条例の施行時点で、試験掘り等、調査目的での掘削作業を開始している者を、その条例により規制をかけるというものであります。調査目的であれ、この条例による規制をかけることは、考えようによっては狙い撃ちと捉えられ、訴訟のリスクも考えなければならないと思います。当初から訴訟のリスクを負う可能性があるものを制定することは、今後の村政運営にも影響を及ぼしかねませんし、リスクを負うべきではないと考えます。

以上のことから、私は檜原村地下水保全条例の修正案に反対するものであります。

檜原村地下水保全条例の修正案に対する 反対討論 浜中由造議員

私は、檜原村地下水保全条例の修正案に反対する立場から意見を申し述べます。

檜原村地下水保全条例は、これまで規制のかからなかった村内での井戸の掘削等について、新たに規制をかけるものであり、対象範囲は村内全域となっております。

この条例が施行されることとなると、広く住民等に対しても規制がかかることとなりますので、その適用には相当の経過措置が必要であると考えます。

調査目的であれ、試験掘削をしている者は、既に掘削作業を行っているものと考えられ、その者を「掘削している者」から除外することは、合理性があるとは思えません。

以上のことから、私は檜原村地下水保全条例の修正案について反対するものであります。

檜原村地下水保全条例の修正案に対する 反対討論 清水兵庫議員

修正案に、反対の立場から討論します。

本修正案は、現に試掘している企業そのものを、対象にしたものと考えます。そこに規制をかける事により、訴訟問題に発展する可能性が大きいものと考えます。この訴訟について、判例の多くが、狙い撃ち条例を出した側が敗訴しています。そして、その結果、負担は住民にかかってくると考えます。

一般的に言いますと後出しジャンケン、狙い撃ち条例といわれ、村の信頼を著しく失墜させる恐れがあることも考えられます。

よって、本修正案には賛同できず、否決すべきものとしての意見と致します。

議案第48号

檜原村廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の 予防及び調整に関する条例

(説明) 廃棄物処理施設の設置等に伴い計画を事前に公開することで紛争の予防及び調整を図るため条例を制定するものです。

補正予算

議案第49号

令和4年度檜原村一般会計補正予算(第2次)

(説明) 補正額9千562万円を増額し、総額を36億6千408万4千円とするものです。

議案第50号

令和4年度檜原村国民健康保険特別会計補正 予算 事業勘定(第1次) 診療施設勘定(第1次)

(説明) 事業勘定 補正額2千194万1千円を増額し、総額を3億5千294万1千円とするものです。

診療施設勘定 補正額65万5千円を減額し、総額を2億1千934万5千円とするものです。

議案第51号

令和4年度檜原村簡易水道特別会計補正予算 (第1次)

(説明) 補正額71万1千円を増額し、総額を1億8千871万1千円とするものです。

議案第52号

令和4年度檜原村東京都都民の森管理運営事 業特別会計補正予算(第1次)

(説明) 補正額768万2千円を増額し、総額を1億3千468万2千円とするものです。

議案第53号

令和4年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第1次）

（説明）補正額1千87万5千円を増額し、総額を2億787万5千円とするものです。

議案第54号

令和4年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第1次）

（説明）補正額4千148万7千円を増額し、総額を5億548万7千円とするものです。

議案第55号

令和4年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算（第1次）

（説明）補正額245万3千円を増額し、総額を4千745万3千円とするものです。

議案第56号

令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）

（説明）補正額219万円を増額し、総額を9千519万円とするものです。

陳情

陳情第9号

建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書

付託先 産業建設委員会

審査報告

産業建設委員会 委員長 野村雅巳

本陳情の趣旨は「建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求め国への意見書を提出してください。」とする内容であります。

審査の結果、委員からの意見として「この件に関しては2回ほど審議しており、前回の時も裁判途中で不採択という形になっていて、今もまだ全ての判決がなされていないと思っている。村側からも檜原にはアスベスト被害に対する対象者はいないと聞いており、国の給付金制度も1月から開始されている。」「石綿被害については平成元年に法律改正がなされ、しっかりとしたルールが出来ている。陳情の内容は基金を拠出させるとするものだが、国は制度を確立し最高1千300万円まで支給するとしている。また、係争中だとしているが、因果関係があったかについての裁判であると考え。国の制度が出来るまでは基金制度があったが、国が給付金を支払うこととしており、企業の拠出を求め基金を作る法改正等は必要ないと思う。」などの陳情書の趣旨に賛同できないとする意見と「被害者が檜原村にはいないということで、過去には不採択としてきたが、西多摩にも申請者がいたとの事で、今後被害者が出てくるかもしれない。発症までに年数がかかるようで、そのような方を救済するためには法改正が必要だと考える。」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手多数により「不採択とすべきもの」と決しました。

不採択とすべき討論 清水兵庫議員

最高裁の判決等により令和3年度「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立。

最高裁により確定した賠償は、国による給付金のみでの支給として金額も定められ、アスベスト建材製造企業の基金拠出は認められていません。

支給は、同法に基づき、厚生労働大臣の委託により「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、国の認定を受けた方に対する建設アスベスト給付金の支払い業務を実施しています。このことから、企業による基金の拠出は不要と考えます。また、同法12条2項についても検討を加えるよう指摘していますが、これは、国以外のものより損害の填補されている場合は、その超える価額の限度において、給付金額を支給する義務を免れるものとしているものであり、法改正の必要はないものと考えます。

陳情第10号

新型コロナウイルス感染症と原油・原材料高騰の打撃から経営難に直面する村内の事業者への支援を求める陳情書

付託先 産業建設委員会

審査報告

産業建設委員会 委員長 野村雅巳

本陳情の趣旨は「長引く新型コロナウイルス感染症と原油・原材料の高騰から経営難に直面し、さらには相次ぐ物価高騰で生活にも苦しんでいる中小事業者の仕事と暮らしを守るため、村内に在住、または事業所等を置く、法人事業主、個人事業主、一人親方、フリーランスなどの中小事業者、個人事業者を支援するために村独自の給付金制度などを創設してくださ

い。」とする内容であります。

審査の結果、委員からの意見として「私の近くに事業をやっている人がいるが、困ったということや、仕事がないということは聞いていない。物価高騰で悩んでいるのは企業だけでなく、私達個人、家庭もそうであるので、事業者支援のみをやるのであれば、問題がある。村ではこれから11月中にプリペイドカードを発行し、村内の業者で使える支援施策を行うので、この陳情の内容は村としては必要ないと考える。」「私も事業主だけでなく、今コロナ禍で一番困っているのは、住民一人一人全員だと思う。村のプリペイドカードまた、秋川流域のカードは抽選だが当たれば支援となる。事業主を対象としたものではなく、プリペイドカードで住民へプラスするほうが檜原村として良いと考える。」「中小企業の支援策として国、都の制度が結構充実している。足りないということであれば村として検討してもらうが、今のところその相談はないようである。私もコロナ禍で苦しんでいるのは住民だと思うので、あらためて制度を作らなくていいと思う。」などの陳情書の趣旨に賛同できないとする意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手全員により「不採択とすべきもの」と決しました。

令和4年第3回定例会で審議された議案と議決結果

議長 山崎源重 ○=賛成 ×=反対

区分	議席番号及び議員名 議案名		1	2	3	5	6	7	8	9	議決結果
			森田 ちづよ	清水 満男	峰岸 茂	松村 哲朗	野村 雅巳	清水 兵庫	浜中 由造	中村 賢次	
決算	第38号	令和3年度檜原村一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第39号	令和3年度檜原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第40号	令和3年度檜原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第41号	令和3年度檜原村東京都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第42号	令和3年度檜原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第43号	令和3年度檜原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第44号	令和3年度檜原村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	第45号	令和3年度檜原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
条例	第46号	檜原村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第47号	檜原村地下水保全条例	○	○	○	×	○	○	○	×	可決
	第48号	檜原村廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	第49号	令和4年度檜原村一般会計補正予算(第2次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第50号	令和4年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定第1次、診療施設勘定第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第51号	令和4年度檜原村簡易水道特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第52号	令和4年度檜原村東京都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第53号	令和4年度檜原村下水道事業特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第54号	令和4年度檜原村介護保険特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第55号	令和4年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第56号	令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
陳情	第9号	建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書	×	×	×	×	×	×	×	○	不採択
	第10号	新型コロナウイルス感染症と原油・原材料高騰の打撃から経営難に直面する村内の事業者への支援を求める陳情書	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択

各委員会報告

総務委員会報告

総務委員会は、9月6日に開催し、1件の所管事務調査を行いました。

○サテライトオフィスについて

檜原村では、少子高齢化に伴い高齢化比率が50%を超え、人口減少により空き家も増加しており、新たな空き家（遊休不動産）活用の一環として、檜原村が取得した村有地に公設コワーキングスペース（共に仕事をするスペース）を新たに整備しました。

担当者からは、地域雇用への効果として「オフィス利用者の増加による若年者の人口増、地域内消費の増加やPR効果により飲食店などのサービス業の増加や雇用の促進」地元企業への効果として「村内外事業者間の交流による都市住民視点の獲得、自社商品の再評価とマーケティング力の向上」等を目指していきたいと説明がありました。

委員長 峰岸 茂



産業建設委員会報告

産業建設委員会は、9月7日に開催し、2件の陳情審査を行いました。
詳細につきましては、7ページをご覧ください。

委員長 野村 雅巳

産廃施設特別委員会報告

産廃施設特別委員会は、9月7日に比留間運送（株）の会長・社長及び社員並びに関係者を参考人として出席していただき開催しました。

会議録の要約は別紙「産廃施設特別委員会報告」をご覧ください。また、詳細な会議録につきましては、檜原村役場ホームページの檜原村議会にも掲載していますので、ご覧ください。

委員長 清水 兵庫

登壇8人 村政を問う

9月議会の一般質問は9月2日に行われました。
内容は、要約して受付順に掲載しています。

清水満男議員

檜原村地域再生可能 エネルギー導入計画 について

木質バイオマス・太陽光・太陽熱・
小水力発電等の利活用を柱に、
具体的な取り組みを進めていく



質問 ①村の温室効果ガスの排出量は2013年度と比較し、削減できているのか。

②村における温室効果ガス削減に向けた取り組み、及び目標達成迄の道筋を示してほしい。

村長 ①2018年度では12.5パーセントの削減をした。

②平成18年度に檜原村地域新エネルギービジョンを策定し、以降、木質バイオマスの利活用中心に取り組んできた。今後は檜原村地域再生可能エネルギー導入実施計画策定支援業務委託における検討の中で、木質バイオマス、太陽光、太陽熱、小水力発電等の利活用を柱に具体的に進めていく。

質問 ①2年前に一般質問でEV自動車の普及に補助金を出してほしいと提案したが、どのような結果となったのか。

②家庭のエネルギーの3割が給湯で占めている、その中で太陽熱温水器設置の補助制度を提案します。

副村長 ①国、東京都における動向、状況を見据え、議論をしていく。

②太陽熱の温水をそのまま利用することは、非常に効率が良いと考えている。電気自動車同様に、地域再生可能エネルギー導入計画の中におき、前向きに検討する。

松村哲朗議員

廃棄物焼却施設建設 設計画について

計画を頓挫させる可能性を
含めた意見書を決意をもって
提出した



質問 笛吹地区の産廃施設の建設計画は、7月27日に東京都の諮問する審査会が開かれ、専門家による様々な見地から課題、問題点が指摘され、住民の不安はさらに増しているものとする。村長は、首長として、住民の意思を酌み、この建設計画について反対を明確に表明すべきと考えるが、いかがか。

村長 村長としての立場で反対を表明することはない。しかし、村は施設建設を望んでないので、その態度を示し、村として主体的な対応ができる上水の利用に規制をかけることを示唆し、計画を頓挫させる可能性を含めた意見書を決意を持って東京都に提出した。

質問 議会は住民の意思を代表し全議員一致して反対決議を行った。他方の代表である村長はどのように考えているのか明らかにすべきだと思う村民が多数いる。住民の意思を村全体の意思として反映するために、反対表明をしていただけないか。

副村長 村長が反対の意思を示した言葉は幾つもある。反対する実効性のある最たるものとして意見書を出した。住民に村もこういう内容で反対の意思があることを伝えていただきたい。

松村 哲朗 議員

檜原村のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について

窓口で本人が来庁しなければ
ならないことが課題

質問 誰一人取り残さないデジタル化の実現には、とりわけ住民に身近な行政を行う市区町村の役割が非常に重要である。国は、自治体のDX推進計画の計画期間を令和7年度までと定めているが、村における現況と今後の対応方針を確認したく、次の点について伺う。
①マイナンバーカードの状況と普及に関する課題について。

②住民がサービスを享受できるための具体的な方策について。

村長 ①令和4年7月末現在757件35.8%の申請率、673枚31.9%の交付率である。住民にメリットが浸透しない点と役場の窓口で本人が来庁しなければならないことが課題と考える。

②西多摩4町村電算協議会において協議を進めている。

質問 ①村職員による説明会を各地域で行うべきと考えるがいかがか。

②公共施設のネット環境のさらなる整備が必要であると考えがいかがか。

村民課長 ①各地域のコミセンなどでマイナンバーカードの申請サポート事業を予定している。

企画財政課長 ②村施設のネット環境整備は既に行っている。その他の施設は、費用対効果を考え、現在のところ整備する予定はない。

森田 ちづよ 議員

「所有者不明不動産」を防ぐために

広報で周知させ、
PRに努めていく



質問 所有者が亡くなり相続を知ってから3年以内に登記申請を行うことが、令和6年4月1日から義務化される。正当な理由なく申請をしないと、10万以下の過料が科せられると聞いている。

そこで、以下について伺う。

①村に於いて所有者不明の不動産はどのくらいあるのか。

②登記されていないことにより、支障となっていることはあるか。

③登記に関する専門職により毎月曜日を決めて相談窓口を開設できないか。

村長 ①相続放棄により、納税義務者が皆無となったものが数件ある。

②事務量の増大と税の減収に繋がる。また、事業の遅れや、空き家活用にも支障が出ている。

③無料法律相談を年8回、第2木曜日を基本とし実施しているが相談者が少ないので、この事業を周知、PRの強化に努めていきたい。

質問 「令和3年民法・不動産登記法」の改正の冊子を広報に挟み込んだらどうか。

村民課長 部数が限られている為、全戸に行き渡らないので広報に記載。相続手続き関係者には冊子を配布。村の無料相談日や東京司法書士会の連絡先を手渡す。

浜中由造議員

災害弱者の命を守る 個別避難計画について

避難場所、家族状況、
緊急連絡等の対応、配慮を
この計画から判断して、避難方法等を
考えていきたい



質問 ①村における個別避難所計画等の現状と課題

②災害弱者の早期避難のため支援者の協力について村の考えは。

村長 ①在宅の方に個別避難計画を策定するもので、村内3か所、村外3か所の福祉事業所と契約を結び、同意の取れた43名分について作成を進めている。課題は対象となる全ての方から計画策定の同意が得られるかという点である。

②現地点では、防災無線による注意喚起の呼びかけ、避難行動要請支援者名簿に基づき、役場職員、民生委員等により個別の避難の呼びかけ、避難の確認。消防団には、避難、誘導を考えている。

質問 個別避難計画作成は、各自治体の状況に応じて柔軟に行われることを基本に、高齢者や障害者等の災害時の安全確保の取組が平時を含めた地域社会で強く支え合う関係をつくる機会になると思うが村の考えは。

総務課長 要支援者の避難に当たり配慮すべき点や避難場所、家族状況、緊急連絡先等の対応をこの計画から判断して、避難方法等を考えていきたい。近所の協力、自治会の協力等についての対応も今後、確認していきたい。

峰岸茂議員

檜原診療所における 診療体制の充実について

医師等と相談し
検討していく



質問 ①診療所の今後の課題は。

②診療科目に整形外科を加えるべきと考えるが、村の考えは。

村長 ①現在は田原医師による医師会への働きかけや東京都の支援で医師を確保しているが、今後は医師の確保が難しくなることが予想される。

②診療科目への整形外科追加は、診療所医師等と相談しながら検討していく。

質問 田原診療所長が今年度で65歳を迎え、定年になると聞いている。後任の所長についてはどのように話が進んでいるのか。

福祉けんこう課長 今後、檜原診療所に常勤で勤務していただけるという方と現在交渉を行っているところである。

質問 田原所長に定年退職後も引き続き檜原診療所に嘱託医として勤務していただきたいと考える。村の考えは。

福祉けんこう課長 長年、檜原村の地域医療に携わっていただいていることや、住民からの信頼も厚く、実績もあるので、担当としては、職員を退職後も引き続き勤務していただければと考えている。

野村雅巳議員

地域活性化起業人
(企業人材派遣制度)
の活用について



派遣元企業とのマッチングが
できれば地域活性化起業人の活用は可能

質問 ①地域活性化起業人制度に関する村の
考えについて

②村における地域活性化起業人の活用の考え
について

村長 ①民間のスペシャリスト人材を活用
し、地域の課題解決のために、民間企業にお
いて培った専門知識、業務経験、人脈などの
活用のほか、外部の視点、民間の経営感覚、
スピード感覚を得ながらの取組の展開が期待
できるものと考えている。

②特別交付税財源が措置されることや、自治
体側、民間側にもメリットはあるが、村が活
用するには、村に人材を派遣してもらえる企
業を発掘する必要がある。派遣元企業との
マッチングができれば、活用は可能と考える。

質問 企業や大学から情報を得て、村へ派遣
できる企業を探し、村として企業等に積極的
に働きかけ、この地域活性化起業人を有効的
に活用し、村事業の活性化に繋げることが重
要と考えるが、村の考えを伺う。

企画財政課長 企業等から情報を得るなど
し、企業とのマッチングを進めることで、地
域活性化起業人の活用も可能となり、村の活
性化も図れるものと考えられるので、企業等
に対し積極的な働きかけを行いたい。

清水兵庫議員

産廃問題、都に提出
した意見書について



総合的な観点から判断し給水
契約を結ぶか否かを検討する

質問 檜原村に、産業廃棄物焼却場施設建設
が計画され、村は、許認可権者である東京都
に意見書を提出した。

そこで、給水事情について、村民生活を脅か
す恐れがある場合、水道法で規制する正当な
理由をもって、給水契約を拒否する可能性が
示されている。基準内であれば給水は可能と
いう事か、正当な理由を含め考えを伺う。

村長 事業者の説明は、上水の利用は考えて
いないと答えており、焼却施設の冷却水等へ
の上水の利用は無いものと承知している。従
業員等の使用する生活用水等については給水
契約を結ぶものと理解している。

仮に、焼却施設の冷却水等を上水で賄うと、
深刻な水不足に陥ることは容易に想像でき
る。焼却施設への給水は、いまだ使用量が
示されていない現状では、水道事業者の正常
な企業努力にもかかわらず、その責めに帰す
ることのできない理由、すなわち正当な理由
をもって給水契約を拒否せざるを得ないので
はないかと考えている。基準内での給水につ
いて、村は、基準を定めていないので、総合
的な観点から判断し、給水契約を結ぶか否か
を検討する。

中村賢次議員

災害・豪雨対策について

東京都地域防災計画に合わせて見直しを行う



質問 気象庁は、本年6月1日から線状降水帯の予測情報の提供を始めた。そこで以下を伺う。

①檜原村地域防災計画が、線状降水帯の発生が予測された場合、村の役割、住民の行動指針に変更又は追加事項はあるか。

②ハザードマップの見直しは行われるか。

村長 ①線状降水帯の発生が予想された場合の村がとるべき役割、住民の行動指針の変更、追加は行っていない。

②現時点では考えていないが、今後、東京都地域防災計画の改定等に合わせて、変更があればハザードマップも含めて見直しを行いたい。

質問 ①住民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、消防団が行っている防火デーに、防災についての呼びかけをしてはいただけないか。

②材木搬出のための道路が残っているところが見受けられる。大雨が降った時に水道になり、土砂災害の誘因になるのではと危惧しているが、村側に考えはあるか。

総務課長 ①現在行っている消防団の防火PRの中に、防災PRという形で取り入れる方向で、消防団と協議したい。

②適正な雨水の処理について、改めて事業者伝える。

12月議会のお知らせ
(予定)

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 議会運営委員会 | 11月21日(月) |
| ・ 定例会初日(一般質問) | 11月29日(火) |
| ・ 常任委員会 | 12月 5日(月) |
| | 12月 6日(火) |
| ・ 定例会最終日 | 12月 9日(金) |

議会を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定が変更となる場合があります。



お問い合わせは議会事務局へ 電話 598—1128

議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいた意見は全議員に配付し、今後の議会運営の参考にさせていただきます。

お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598—1128 FAX 598—1009

編集後記

秋も一段と深まり、日ごとに朝夕の寒さが身に染みる候となりました。

第3回定例会は、産業廃棄物処理施設に関する一般質問や地下水保全条例などが上程され、いつになく傍聴者が多い議会でした。コロナ禍の下、議場への入場が制限され住民ホールでのモニター傍聴の方も多く、村民の方をはじめ、村外傍聴者も見受けられました。

議会は意思決定をする議決機関です。上

程された案件は慎重に審議し採決します。議会だよりは、その全てであります。

村民の多くの皆様にお読みいただければと考え、毎回発行しています。

(森田)

委員長 清水 兵庫
副委員長 森田ちづよ
委員 浜中 由造
" 中村 賢次